

「給与応援 Super/Lite」「法定調書顧問」 マイナンバー対応・年末調整対応版（Ver.H27.1）のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきましてご案内申し上げますので、よろしく査収のほどお願いいたします。なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。

あらかじめご了承ください。

保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されているご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。

プログラム提供開始日（予定）	電子申告更新用プログラムダウンロード公開日（*）
ダウンロード公開日（*）：2015年11月9日（月）	所得税徴収高計算書、配当の支払調書対応 2015年11月20日（金） 公開予定 法定調書対応 2016年1月上旬 公開予定
CD-ROM発送開始	
給与応援Super：2015年11月24日（火）	※電子申告の公開日に合わせてダウンロード公開します。
給与応援Lite：2015年11月30日（月）	
法定調書顧問：2015年11月24日（火）	
	バージョンアップ対象 Ver.H26.1 以降

（*）ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。

対応内容

タビスランドの改版情報：<http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000449>

詳細は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

1. システムの対応内容（予定）

1. マイナンバー対応

平成27年10月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。給与システムでは、個人番号、法人番号の入力、マイナンバー関連申告帳票の印刷に対応します。

※ 本システムのマイナンバー対応では、番号取扱権限・ログ管理、ファイル管理簿、廃棄証明書、マイナンバー情報の廃棄処理等に対応しておりません。より安全な管理が行える「R4シリーズ」への移行をおすすめします。

■ マイナンバー情報の管理

マイナンバー情報は、会社データの一部に暗号化して保存されます。

Ver.H27.10バージョンアップ後の会社データ初回起動時のみ、パスワード設定画面が表示されます。

会社データごとマイナンバーパスワードの使用可否の選択をしてください。

マイナンバーパスワードを設定すると、マイナンバーに関連する入力画面を起動する際に、マイナンバーパスワード入力を求める画面が表示されます。

■ マイナンバー情報の入力

会社基本情報、従業員情報、家族情報、支払を受ける者・配当の支払を受ける者の登録画面に、個人番号（法人番号）の入力項目を追加します。

■ 汎用EXCELデータによる個人（法人）番号の受入について

従業員およびその家族情報、支払を受ける者または配当等の支払を受ける者の情報をExcel出力し、Excel上で登録した個人番号又は法人番号をExcel受入する仕組みに対応します。

■ マイナンバー関連申告帳票の印刷対応について

給与応援、法定調書顧問Ver.H27.10で対応するマイナンバー関連申告帳票の様式変更は以下の通りです。
印刷条件設定画面で個人番号を印刷するか／しないかの選択をして印刷します。

帳票	タブ	機能	27年データ	28年分以降
扶養控除等異動申告書	年末調整	扶養・保険料等控除申告書	○ ^{*1}	○ ^{*1}
		年末調整／一覧入力	×	○
報酬等の支払調書	支払調書	報酬等の支払調書	×	○
不動産の使用料等の支払調書		不動産の使用料等の支払調書	×	○
譲受けの対価の支払調書		譲受けの対価の支払調書	×	○
あっせん手数料の支払調書		あっせん手数料の支払調書	×	○
法定調書合計表		法定調書合計表 ^{*2}	○	○
源泉徴収票／退職者用	入退社	(所)給与所得の源泉徴収票／退職者用 ^{*3}	×	○
退職所得の源泉徴収票		(所)退職所得の源泉徴収票	×	○
配当等の分配の支払調書	配当	配当等の分配の支払調書	○ ^{*4}	○ ^{*4}
	オプション	国税電子申告ファイル出力→配当の支払調書	○ ^{*4*5}	○ ^{*4*5}
配当等の分配の支払調書合計表	配当	配当等の分配の支払調書合計表	○ ^{*4*6}	○ ^{*4*6}
	オプション	国税電子申告ファイル出力→配当の支払調書	○ ^{*4*5}	○ ^{*4*5}

*1 扶養・保険料等控除申告書画面の「扶養控除等異動申告書の年」で平成28年分以降を選択した場合に限ります。

*2 給与応援Liteは「年末調整」タブに「給与所得の源泉徴収票／退職者用」を追加します。

*3 会社データの法人(個人)番号は印刷されません。

*4 支払確定日が平成28年以降の場合に限ります。

*5 給与電子申告更新用プログラム Ver.H27.1.e2で対応予定です。

*6 法人番号のみが印刷対象なので印刷条件設定画面に「個人番号の印刷」はありません。

マイナンバー制度の概要、システムの対応内容については、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

マイナンバー対応の概要：<http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000447>

2. 税制改正対応

■ 税制改正の概要

平成26年度の改正により、給与所得控除の上限額が、平成28年分の所得税については230万円(給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額)に、平成29年分以後の所得税については220万円(給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額)に、それぞれ引き下げられました。

給与所得控除の上限額の引下げに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の改正が行われました。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

■ 税制改正によるシステムの対応内容

選択した会社の処理年度(27年分/28年分以降)により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。(法定調書顧問除く)

※ 平成28年分の年調計算については、平成28年版プログラム(Ver.H28.10)で対応する予定です。

平成28年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調整には対応しませんので、あらかじめご了承ください。

3. 社会保険に関する変更点

[会社新規作成] 時の計算条件の厚生年金保険料率を最新の料率に変更します。会社データを新規に作成する場合は、料率の設定を見直してください。(法定調書顧問除く)

(健・厚) 事業所関係変更届 (104) の様式変更は、本バージョンでは対応されません。対応時期につきましては、別途ご連絡させていただきます。

4. その他システムの対応内容

■ 辞書更新

郵便番号辞書、銀行コード辞書 (法定調書顧問除く)、市町村辞書を更新します。

■ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 / 配当等の分配の支払調書合計表

印刷画面に、会計事務所名の入力欄、税理士登録区分 (開業税理士 / 社員税理士 / 所属税理士) の選択欄 (入力可)、直接受任 (直接受任) / 直受 / 直) の選択欄 (入力可) を追加します。

法定調書合計表と配当等の分配の支払調書合計表の相互に反映される項目です。

■ 給与所得等の支給状況内訳書

給与所得等の支給状況内訳書を <OK> した後、報酬等の支払調書、不動産使用料等の支払調書、譲受の対価の支払調書、あっせん手数料の支払調書を全て削除すると、支給状況内訳書の報酬、料金、契約金及び賞金の「左の内訳」欄の支払総額がクリアされない問題に対応します。

2. 電子申告対応版について

電子申告を行う場合、電子申告応援をお持ちで、給与システムと電子申告応援がそれぞれ最新版であることが必須です。給与システム Ver.H27.10 用の電子申告更新用プログラムについては 2 回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

※配当の支払調書のマイナンバー対応は Ver.H27.10.e2 (法定調書顧問は Ver.H27.10.e1) で対応する予定です。

■ 所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告対応 (2015年11月20日 公開予定)

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
給与応援Super	Ver.H27.10.e1	Ver.H27.10

■ H27年 法定調書の電子申告対応 (2016年1月上旬 公開予定)

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
給与応援Super	Ver.H27.10.e2	Ver.H27.10/ Ver.H27.10.e1
法定調書顧問	Ver.H27.10.e1	Ver.H27.10

※ 注意点

平成 26 年度版で電子申告を行われているお客様が、Ver.H27.10 にバージョンアップを行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。

特にインターネットダウンロードやマイページから、給与プログラム Ver.H27.10 を早期入手した場合や、法定調書顧問については Ver.H27.10 へのバージョンアップのタイミングについてご注意ください。

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください